

プロジェクト 金利指標改革に起因する会計上の論点

項目 金利指標改革に関する論点の検討

I. 本資料の目的

1. 第 420 回企業会計基準委員会（2019 年 11 月 8 日開催）において、金利指標改革に関する主な論点の紹介及び今後の議論の進め方の提案を行った。
2. その後、第 148 回金融商品専門委員会（2019 年 11 月 21 日開催）及び第 421 回企業会計基準委員会（2019 年 11 月 29 日開催）において、金利指標改革に関連する会計基準の基本的な考え方や論点についての検討の方向性について審議を行い、第 149 回金融商品専門委員会（2019 年 12 月 4 日開催）及び第 422 回企業会計基準委員会（2019 年 12 月 13 日開催）において引き続き各論点への対応の検討を行った。
3. 本資料は、第 149 回金融商品専門委員会及び第 422 回企業会計基準委員会において聞かれた意見（資料(3)参照）を踏まえ、第 422 回企業会計基準委員会で用いた審議資料を更新したほか（主たる更新については青でハイライトして示している。）、聞かれた意見への対応を吹き出し部分に記載している。また、新たな論点についても検討している。本日は、これらの検討についてご意見をお伺いすることを目的としている。

II. 会計基準の開発の進め方

開発スケジュール

4. 第 147 回金融商品専門委員会（2019 年 10 月 23 日開催）及び第 420 回企業会計基準委員会では、全体をまとめて 2020 年 2 月ないし 3 月までの公開草案公表を目標とすることを事務局から提案したうえで、2020 年 3 月決算に間に合うように特に緊急の対応を行うべき論点があるかどうかについてご意見を伺った。
5. 第 147 回金融商品専門委員会では、事務局提案に特段の異論は聞かれず、緊急の対応を行うべき論点も、特段聞かれなかった。また、第 420 回企業会計基準委員会では、緊急の対応を行うべき論点はないとの意見が聞かれた一方で、2020 年 2 月ないし 3 月までに公開草案が公表され、ヘッジ会計に関する論点の取扱いについての考え方が示されることが必要との意見も聞かれた。
6. 公開草案自体には規範性はなく、公開草案の公表により企業会計基準委員会の考え方を示しても当該懸念への対応には必ずしもならないが、2020 年 2 月ないし 3 月

審議事項(2)-2

までに公開草案を公表することを目標として進めることとする。

国際的な会計基準の動向との関係

7. これまでの審議において、国際会計基準審議会（IASB）のフェーズ1の内容及びフェーズ2の契約変更に関する審議の状況、並びに米国財務会計基準審議会（FASB）の公開草案の内容及び2019年11月のFASBのボード会議の内容を紹介した。
8. 上記のほか、IASBでは、2019年12月のボード会議において、フェーズ2として金利指標置換時のヘッジ会計に関する議論が行われ、金利指標改革により直接要求される条件変更が行われた場合、一定のヘッジ文書の再定義（redefine）を行うことにより、ヘッジ会計の中止を生じさせないこととする例外措置を与えることが暫定決定された。一方、金利指標置換後においてヘッジ会計の有効性評価をどのように実施するか、また金利指標置換前の論点を扱ったフェーズ1の例外措置の終了時期とフェーズ2の例外措置の適用開始時期の関係についての提案や議論は行われておらず、2020年1月以降に議論される予定である（資料(2)参考資料参照）。

III. 金利指標改革への対応の基本的な考え方

9. 金利指標改革が、金融安定理事会（FSB）の提言に基づき行われている中、LIBORの公表が2021年12月末をもって恒久的に停止される見通しであり、通貨ごとに後継の金利指標となるリスク・フリー・レートの検討が行われている。また、デリバティブと、デリバティブ以外のキャッシュ商品とで異なる金利指標に置き換わる可能性がある。LIBORを参照する取引は広範に行われており、多くの取引に影響が生じるものと考えられる。
10. この金利指標改革に伴う金利指標の変更は、企業自身の意思決定に基づくものではなく、FSBの提言に基づく金利指標改革が行われるよりも前に締結された契約については、企業からみると不可避免的に生じる事象である。このような不可避免的に生じる事象を、そのような事態を想定して開発されていない会計基準に当てはめた場合、当該会計基準の開発時には想定されていなかった結果が生じる可能性がある。その中には、金利指標改革に起因して参照する金利指標を変更した場合に、その契約から発生するキャッシュ・フロー¹が契約の経済効果に影響を与えないことを意図し

¹ 国際的な基準設定主体での検討においても、「金利指標改革に関連のある変更」を説明する際に以下のようにキャッシュ・フローに着眼している。

(IASB 2019年10月ボード会議 Agenda paper 14A 第39項)
Modifications related to the reform are those that will result in changes to the

審議事項(2)-2

ているにもかかわらず、契約の経済効果に影響がある契約の変更がなされたかのように会計処理することが含まれる。このような会計処理に基づく財務情報が提供されることは、財務諸表作成者が行った取引の実態を適切に表さず、結果として、財務諸表利用者の有用性を損ねるものも含まれ得ると考えられる。

11. これらの状況を踏まえると、適切な範囲を定め、特例的な取扱いを認めることが適切であると考えられる。
12. 一方、金利指標の変更とは関係のない部分にまで特例的な取扱いを認めることは、特例的な取扱いを認める趣旨を逸脱するものと考えられる。
13. したがって、特例的な取扱いを認める適切な範囲を決定するにあたっては、金利指標の変更に関連するものに限定することが適切であると考えられる。

コメントの追加 [A1]: 取引の目的が変わっていない中、会計上の取扱いにより処理が変わってしまうことが目的適格的ではなく、「会計上の目的」ではなく「取引の目的」とすべきではないか（第422回企業会計基準委員会）
→記載を修正した。

コメントの追加 [A2]: 「特例的な取扱い」という名称は、「金利スワップの特例処理」と紛らわしいため、別の名称の検討をお願いしたい（第421回企業会計基準委員会）
→文案作成時に検討を行うこととする。

IV. 個別論点の検討の方向性

14. これまでの議論の中で識別した個別論点は次のとおりである。

- (1) 会計基準を開発する対象となる取引の範囲
- (2) 契約条件の変更時の取扱い

(3) 金利指標置換前に関する論点

- ① ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約変更に関する論点
- ② ヘッジ対象となり得る予定取引の判断基準に関する論点
- ③ ヘッジの有効性評価に関する論点
- ④ 金利スワップの特例処理

interest rate benchmark, on which a financial instrument's contractual cash flows are based, on an economically equivalent basis.

(訳：改革に関連する（条件）変更とは、その経済効果が同等となるように、金融商品の契約上のキャッシュ・フローの基礎となる金利指標を変更させる（条件）変更をいう。)

(FASB 公開草案 BC23)

For the purpose of the amendments in this proposed Update, the Board determined that the terms that would be permitted to be modified are those that affect or have the potential to affect the amount or timing of future cash flows of a financial instrument.

(訳：本更新書案の修正事項において、FASBは、（契約）条件の変更が認められるのは、金融商品の将来のキャッシュ・フローの金額又は時期に影響する（契約）条件か、影響するポテンシャルがある（契約）条件とすることを決定した。)

審議事項(2)-2

⑤ 包括ヘッジに関する論点

(4) 金利指標置換時に関する論点

① ヘッジ会計の「原則的処理方法」の取扱い

② 金利スワップの特例処理

③ 包括ヘッジの取扱い

(5) 金利指標置換後に関する論点

① ヘッジの有効性評価に関する論点

② 金利スワップの特例処理

③ 包括ヘッジに関する論点

(6) 企業に適用の選択を認めるか否か

(7) 本取扱いの適用時期、経過措置及び終了時期

(8) 開示

15. 本資料では、次の3つの期間に分けて、特例的な取扱いを認めるかどうかを検討している。

(1) 金利指標置換前：(2)に記載する金利指標置換時よりも前の期間

(2) 金利指標置換時：金利指標改革に起因して公表が停止される金利指標について、ヘッジ対象の金融商品及びヘッジ手段の金融商品の双方の契約において後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点

(3) 金利指標置換後：金利指標置換時よりも後の期間

16. 前項において「金利指標置換時」のタイミングを明示的に示した理由は、金融商品会計基準等においては、ヘッジ取引時に正式な文書の中でヘッジ取引日、識別したヘッジ対象とリスクの種類、選択したヘッジ手段等について明確にすることが求められている（金融商品会計基準第31項(1)、金融商品実務指針第143項及び第150項等）中、金利指標置換時には、これらの文書の内容に変更が生じることになるものの、このような変更があった場合の取扱いは必ずしも現行の会計基準上、明確に定められていないと考えられ、本取扱いにおいて明示的に特段の定めを置く必要があるものと考えられたためである。

17. なお、金利指標置換前の時点で、既存の契約書上で、将来の一定時点から後継の金利指標を基礎とした計算が開始される旨の契約条件が確定した時点の前後で、取扱いを変更する必要があるかどうかとのコメントが聞かれた。この点の取扱いにつ

審議事項(2)-2

いては、後述する金利指標置換時の議論も関連するため、次回以降に提案を行うこととする。

会計基準を開発する対象となる取引の範囲

検討の方向性

18. 第13項に示したとおり、特例的な取扱い（以下「本取扱い」という。）を設けることとした場合の適用範囲を決定するにあたっては、本取扱いの適用の趣旨を逸脱することのないように、本取扱いの適用範囲となる契約の範囲を明確にしたうえで、当該契約に関して、どのようなタイミングで、どのような契約条件の変更があった場合に本取扱いを適用できるかを明確にする必要があると考えられる。

具体的には、本取扱いの適用対象をLIBOR等²、金利指標改革により公表が停止される金利指標を参照している金融商品のうち、金利指標改革に関連のある契約条件の変更のみが行われる金融商品又は当該契約条件の変更と同様の効果となる契約の切替に関する金融商品を対象とすることが考えられる。

（「契約条件の変更」とは、既存の契約の条件の内容を変更することをいう。また、「契約の切替」とは、既存の契約をその満了前に中途解約し、直ちに新たな契約を締結することをいう。）

19. ここで、前項に示した「金利指標改革に関連のある契約条件の変更又は契約の切替（以下『変更等』という。）とは、金利指標改革に起因して参照する金利指標を変更したとしても、その契約から発生するキャッシュ・フローが契約の経済効果に影響を与えないことを意図して行われた変更等を指すこととすることが考えられる。
20. なお、「関連のある」については抽象的であるため、財務諸表利用者及び財務諸表作成者双方の理解に資するために、典型的な変更等について例示として示すことが考えられる。

FASBの公開草案では、金利指標改革に関連のある変更等か否かを識別するために、金利指標改革に関連のある変更及び関連のない変更の例が以下のとおり示されている。このうち我が国においてより一般的であると考えられるものを黄色でハイライトしている。また、「(1)金利指標改革に関連のある変更又は切替」の①、②及び③が本資料第19項で示した趣旨に該当する例示と考えられる。

² LIBORの他、金利指標改革に伴い公表停止が見込まれる既存の金利指標が含まれるが、現状、事務局は、LIBORのように個別の金利指標について公表停止の可能性に言及されている他の金利指標は認識していない。

コメントの追加 [A3]: 金利リスクのみではなく、為替リスクも包含するLIBOR等を参照する契約についても、本実務対応報告は想定していることを「結論の背景」に記載することが検討されているが、「結論の背景」より前の本則部分においても、振当処理も同様の取扱いとする等の規定を入れることを検討して頂きたい（第422回企業会計基準委員会）。
⇒振当処理に対する本取扱いの適用の可否及び仮に対応した場合の記載箇所について、引続き検討する。

コメントの追加 [A4]: ・前半の記載と後半の記載が対応していないのではないか（第422回企業会計基準委員会）。
・LIBORの公表停止予定時期までに契約期間が満了となるものとならないものが考えられるが、いずれも適用の対象となることと分かるように明示すべきではないか（第422回企業会計基準委員会）。
⇒修文した。契約期間の満了のタイミングに関わらず対象となるように記載している。

コメントの追加 [A5]: 「契約条件の変更」と「契約の変更」では意味合いが異なるが、「契約の変更」としなくてよいか検討いただきたい（第422回企業会計基準委員会）。
⇒「契約の変更」とした場合、「契約の切替」との区別が不明確となるため、引き続き「契約条件の変更」とする。なお、ご指摘の「取引相手の変更」は、厳密には「契約の変更」だと考えられるが、本実務対応報告の対象外となる例示に過ぎず、「取引条件の変更」の例示として示したとしても弊害はないと考えられる。

コメントの追加 [A6]: 例外的な取扱いの適用範囲とならないものを記載する方法も考えられるのではないかと（第422回企業会計基準委員会）。
⇒第19項の記載を見直し、引き続き適用範囲となるものを定めている。

審議事項(2)-2

(1)金利指標改革に関連のある変更 又は切替	(2)金利指標改革に関連のない変更 又は切替
<p>① 金利指標の変更（例えば、LIBOR から他の金利指標への変更）</p> <p>② 金利指標の変更に伴う既存の指標と代替指標の差によるスプレッド調整</p> <p>③ 金利指標の変更に伴う更改期間、日数計算、支払日、及び再値付け（repricing calculation）等の変更（例えば、前決め金利から翌日物後決め複利への変更）</p> <p>④ 既存の組込み金利オプションの権利行使価格の変更</p> <p>⑤ アウト・オブ・ザ・マネーの金利フロア又はキャップを追加すること</p>	<p>① 想定元本の変更</p> <p>② 満期日の変更</p> <p>③ ローンの仕組みの変更（例えば term loan から revolver loan への変更）</p> <p>④ 取引相手の信用リスクのスプレッドの変更</p> <p>⑤ 指標金利に関連のない基礎数値又は変数の追加（例えば金の価格に関連した支払の追加など）</p> <p>⑥ イン・ザ・マネーのキャップ又はフロアの追加</p> <p>⑦ 財務的な困難がある借手への譲歩</p> <p>⑧ 期限前返済又は転換オプションの追加又は削除</p> <p>⑨ レバレッジの性質の追加又は削除</p> <p>⑩ 原資産を利用する権利の追加又は終了</p> <p>⑪ リース契約における更新、終了又は買取りオプション条件の変更</p> <p>⑫ 取引相手の変更</p>

コメントの追加 [A7]: ・例示に該当すれば常に原則的な考え方を満たすのか、例示に該当したとしても原則をみとすかどうかの検討が必要なのか（第422回企業会計基準委員会）。
 ・関連のある変更の例示の中でも、性質が違うものが含まれており、その位置づけを明確にする必要があると考えられる（第422回企業会計基準委員会）。
 ⇒第19項の記載を修正したうえで、その例示であることを説明しており、当該記載を結論の背景に記載することが考えられる。

【文案（本文）】

目的

- 現在、2014年7月の金融安定理事会（FSB）による提言に基づく金利指標改革（以下「金利指標改革」という。）が進められている。そうした中、ロンドン銀行間取引金利（London Interbank Offered Rate。以下「LIBOR」という。）の公表が2021年12月末をもって恒久的に停止され、LIBORを参照している契約においては参照する金利指標の変更が行われる可能性が高まっている。LIBORは多くの通貨について公表されており、LIBORを参照する取引は広範に行われているため、金利指標改

審議事項(2)-2

革により多くの取引に影響が生じる可能性がある。また、LIBOR以外の金利指標でも公表が停止されるものが出てくる可能性がある。

2. 当委員会は、金利指標改革に起因する金利指標の変更に伴い必要と考えられるヘッジ会計に関する会計処理及び開示上の取扱いを明らかにするために、本実務対応報告を公表する。

範囲

3. 本実務対応報告は、金利指標改革により公表が停止される金利指標を参照している金融商品のうち、金利指標改革に関連のある契約条件の変更のみが行われる金融商品又は当該契約条件の変更と同様の効果となる契約の切替に関する金融商品を適用範囲とする。

用語の定義

4. 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）における定義を、本実務対応報告においても用いる。また、本実務対応報告において、以下を定義する。
 - (1) 「契約条件の変更」とは、既存の契約の条件の内容を変更することをいう。
 - (2) 「契約の切替」とは、既存の契約をその満了前に中途解約し、直ちに新たな契約を締結することをいう。
 - (3) 「金利指標置換前」とは、(4)に定める「金利指標置換時」よりも前の期間をいう。
 - (4) 「金利指標置換時」とは、金利指標改革に起因して公表が停止される金利指標について、ヘッジ対象の金融商品及びヘッジ手段の金融商品の双方の契約において後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点をいう。
 - (5) 「金利指標置換後」とは、金利指標置換時よりも後の期間をいう。

コメントの追加 [A8]: 「契約条件の変更又は契約の切替のみが行われたもの」を適用範囲とするとされているが、契約条件の変更等がまだ発生していないものも適用範囲と分かるような記載にすべきではないか（第149回金融商品専門委員会）。
⇒ご指摘に加え、金利指標置換時及び金利指標置換後も範囲に含まれるように修正した。

コメントの追加 [A9]: 金利指標置換前、置換時などの時点が不明確であり、明示すべきではないか（第422回企業会計基準委員会）。
⇒「金利指標置換時」を明示的に定義した。

コメントの追加 [A10]: 現状では、ヘッジ会計のみを対象としているため(4)の定義としているが、今後、ヘッジ会計以外も対象とすることになった場合は、(4)の定義を見直すこととする。

契約条件の変更時の取扱い

現行基準の定め

21. 日本基準においては、特段の定めがないことから、契約の法的な形式に合わせ会計処理を行っていると考えられる。すなわち、国際的な会計基準におけるいわゆる「実質的な契約条件の変更」があった場合でも、金融資産や負債の消滅の認識と新たな金融資産や負債の認識とする実務は行われていないと考えられる。

発生し得る論点

22. IFRSでは、金融負債の契約条件の変更があった場合には、新たな条件によるキャッシュ・フローの割引現在価値が、当初の金融負債の残りのキャッシュ・フローの割

審議事項(2)-2

引現在価値と少なくとも 10%異なる場合には、金融負債の消滅の認識と新たな金融負債の認識とすることとされており、金融資産についても同様の会計処理を行うものと解釈されている（いわゆる「10%テスト」）。米国会計基準でも同様の基準が存在する。

また、IFRS では、消滅の認識とならなかった契約条件の変更については、変更後のキャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引き、帳簿価額との差額を純損益に認識することとされている。

したがって、金利指標改革に起因する契約条件の変更が生じた場合、日本基準において、契約条件変更時の会計処理が必要となるか検討することが考えられる。

検討の方向性

23. 前述のとおり日本基準においては、従来、契約の法的な形式に合わせて会計処理が行われていると考えられる。今回の金利指標改革への対応に合わせ、日本基準においても IFRS や米国会計基準と同様の契約変更に関する定めを取り入れることを検討することも有益である可能性があるが、それは金利指標改革への対応の範囲を超えた議論であると考えられる。そのため、今回の金利指標改革に関連する論点としては特段の対応を行わないことが考えられる。

金利指標置換前の論点

（ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約変更に関する論点）

現行基準の定め

24. ヘッジ会計は、ヘッジ手段が消滅した場合にはその適用を中止しなければならない。また、ヘッジ対象が消滅したときは、ヘッジ会計は終了し、繰り延べられているヘッジ手段に係る損益又は評価差額は当期の損益として処理しなければならない（企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第 34 項及び会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針（以下「金融商品実務指針」という。）第 181 項）。

発生し得る論点

25. 既存のヘッジ関係について、ヘッジ対象又はヘッジ手段の金利指標を変更する場合には、その変更方法として様々な形態が考えられるが、中には、既存のヘッジ対象又はヘッジ手段の契約をその満了前に終了させ、後継の金利指標を参照した新たな契約を締結し直すといった形態（契約の切替）も検討されている。この場合、法的には旧契約が終了し新たな契約の締結となり、これに伴い旧契約に関するヘッジ対象又はヘッジ手段が消滅するため、その場合にヘッジ会計の終了又は中止としないとする定めを置くべきかが論点となる。

審議事項(2)-2

検討の方向性

26. ヘッジ対象又はヘッジ手段の既存の契約が参照する金利指標を変更した場合（契約条件の変更）、本資料第 21 項から第 23 項で検討したとおり、日本基準においては契約の法的な形式に従って判断され認識の中止は行われなことから、参照する金利を変更したのみではヘッジ対象又はヘッジ手段の消滅には当たらないと考えられるため、ヘッジ会計の終了又は中止となるかの検討は不要である。
27. 一方、本資料第 25 項に示したとおり、法的に旧契約を終了させ新たな契約を締結し直すといった対応が図られた場合（契約の切替）、ヘッジ対象又はヘッジ手段の消滅として、ヘッジ会計の終了又は中止を行うこととなる。
28. 金利指標改革に伴うヘッジ対象又はヘッジ手段の金利指標の変更は、企業の意図に基づいたリスク管理方針の変更に基づくものではなく、不可避免的に生じた事象であることから、このような変更に基づいてヘッジ会計の終了又は中止とし損益を認識することで会計基準の開発時には想定されていなかった結果となり、財務諸表作成者が行った取引を適切に表さず、財務諸表利用者に対し有用な財務情報を提供しない場合があると考えられる。また、金利指標の変更の方法によってヘッジ会計の適用関係に違いが生じることは、他の経済実態が同じであれば、望ましくないものと考えられる。
29. したがって、金利指標改革に関連してヘッジ対象又はヘッジ手段の契約が変更された場合には、法的に旧契約を終了させ新たな契約を締結し直した場合（契約の切替の場合）であってもヘッジ会計の継続として取り扱う定めを置くことが考えられる。

【文案（本文）】

会計処理

金利指標置換前の会計処理

ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約の切替

5. 金融商品会計基準等（金融商品会計基準及び日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）をいう。以下同じ。）では、ヘッジ手段が消滅したときには、ヘッジ会計の適用を中止し、その時点までの当該ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、ヘッジ対象に係る損益が純損益として認識されるまで繰り延べるとされている（金融商品会計基準第 33 項及び金融商品実務指針第 180 項）。

また、ヘッジ対象が消滅したときには、ヘッジ会計の適用を終了し、繰り延べられているヘッジ手段に係る損益又は評価差額は当期の損益として処理しなければならないとされている（金融商品会計基準第 34 項及び金融商品実務指針第 181 項）。

本実務対応報告では、ヘッジ対象又はヘッジ手段である金融商品について、金利指標改革に関連のある契約の切替が行われた場合、ヘッジ会計の継続として取り

審議事項(2)-2

扱う。

(ヘッジ対象となり得る予定取引の判断基準に関する論点)

現行基準の定め

30. 予定取引とは、未履行の確定契約に係る取引及び契約は成立していないが、取引予定時期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引をいう。予定取引がヘッジ対象となり得るかどうかは、予測可能性及び発生可能性についての判断が求められている（金融商品会計基準注12及び金融商品実務指針第162項等）。そして、ヘッジ対象である予定取引が実行されないことが明らかになったときは、ヘッジ会計を終了しなければならないとされている（金融商品実務指針第181項）。

発生し得る論点

31. 金利指標改革の結果、ヘッジ対象についてLIBORのように公表停止が見込まれている金利指標を参照している場合には、当該金利指標を参照したヘッジ対象の取引条件の予測可能性及びその発生可能性について、その公表停止の確度についての不確実性に応じて疑義が生じ、ヘッジ会計の終了となるかどうか論点となる。

検討の方向性

32. 金利指標改革の進捗は、法域ごと・通貨ごとに異なり、企業自身のコントロールが及ばない事象であることから、既存の金利指標の公表停止の確度に基づき各企業が予定取引の取引条件の予測可能性及びその発生可能性を判断することは困難である。そのような状況下で、各企業が金利指標改革の影響を考慮に入れて予定取引の取引条件の予測可能性及びその発生可能性について判断した場合、当該会計基準の開発時には想定されていなかった結果が生じ、有用な財務情報を提供しないと考えられる。

したがって、予定取引の取引条件の予測可能性及びその発生可能性を判断するにあたっては、ヘッジ対象の金利指標が置き換わるまでは、ヘッジ対象が参照している金利指標について、金利指標改革の影響を考慮に入れず現状のものから変更されないとの仮定を置く定めを置くことが考えられる。

【文案（本文）】

ヘッジ対象となり得る予定取引の判断基準

6. 金融商品会計基準等では、ヘッジ会計において、ヘッジ対象である予定取引が実行されないことが明らかになったときは、ヘッジ会計を終了しなければならないとされている（金融商品会計基準第34項及び金融商品実務指針第181項）

審議事項(2)-2

ヘッジ対象である予定取引が実行されるかどうかを判断するにあたっては、ヘッジ対象で後継の金利指標を基礎とした計算が開始される前の時点においては、ヘッジ対象の金利指標が、金利指標改革の影響を受けず既存の契約の金利指標から変更されないと見做して判断する。

コメントの追加 [A11]: 第5項の文案の「金利指標改革に関連のある契約の切替」との違いはあるのか（第422回企業会計基準委員会）。

⇒「関連のある切替」は、本取扱いの適用対象となり得る定めだが、「変更されないと見做して」は企業が予定取引の判断を実施する際の判断基準であるため、より特定の状況を示している。

(ヘッジの有効性評価に関する論点)

現行基準の定め

33. ヘッジ会計を適用するためには、ヘッジ取引時及びヘッジ取引時以降において、ヘッジ有効性の評価を行うことが要求されている（金融商品会計基準第31項並びに金融商品実務指針第143項、第146項及び第156項等）。

- (1) ヘッジ取引時において、企業はヘッジ手段がヘッジ対象のリスクを相殺できるかどうか、その有効性を予測しておくことが要求される（事前テスト）。
- (2) ヘッジ取引時以降も継続してヘッジ指定期間中、高い有効性が保たれているかどうかを、決算日には必ず、少なくとも6か月に1回程度、確かめなければならない。ヘッジの有効性判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額の比率がおおむね80%から125%までの範囲内であれば、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係がありヘッジは有効であると認められる（事後テスト）。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理することができる³とされている³（金融商品実務指針第172項）。

一方、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計の変動額の比率が80%から125%の範囲外となった場合には、ヘッジは有効ではないとされ、ヘッジ会計の中止の処理が行われ、その時点までのヘッジ手段に係る損益又は評価差額はヘッジ対象に係る損益が純損益として認識されるまで繰り延べられることとなる（金融商品実務指針第180項）。

発生し得る論点

34. 事前テストに関しては、金利指標改革の結果、将来のある時点でヘッジ対象又はヘッジ手段の契約の金利指標が置き換わる可能性がある場合、置換後の金利を予想す

³ なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず当期の純損益に計上する方針を採用することができるとの定めもある。

審議事項(2)-2

ることが困難であり、そのような状況においてもヘッジ会計の適用を認めるかが論点となる。

35. 事後テストにおいては、既存のヘッジ関係について、金利指標置換前において、将来のいずれかの時点でヘッジ対象又はヘッジ手段の金利指標が置き換わる可能性が現在の時価に織り込まれる結果、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計の変動額の比率が80%から125%の範囲外となった場合に、ヘッジ会計の中止とするのか継続を認めるのが論点となる。

検討の方向性

36. 特例的な取扱いを設ける趣旨は本資料第10項に記載のとおりであり、基本的に既存の取引が対象となる。事前テストにおける有効性評価に関しては、本取扱い公表後の新規の取引が対象となるため、基本的には特例的な取扱いの対象にならないことになる。
37. この点、本取扱い公表後に新たに取り組むヘッジ関係に対して、特例的な取扱いを定めることの要否を検討するため、その必要性について、第149回金融商品専門委員会及び第422回企業会計基準委員会においてご意見を伺ったところ、2020年の上期に本取扱いが公表されることを前提とするならば、その時点においては後継の金利指標に基づく取引が市場で活発に行われていない可能性があり、引き続きLIBORを利用した取引はあり、本取扱いを適用するニーズもあるとの意見等が聞かれた。
38. ここで、既に公表停止が予定されている金利指標であるにも関わらず、そのような金利指標を敢えて参照して締結した契約を救済する意義は、金利指標の公表停止を知り得ずに契約を締結した既存の取引を救済する意義と比較して、乏しいとも考えられる。
39. しかしながら、本取扱いの公表時点では、後継の金利指標がまだ判明しておらず、もしくは、後継の金利指標が判明したとしても、関連する取引が市場で活発となるまで一定の時間を要することが考えられるため、後継の金利指標に基づく事前の有効性テストが引き続き困難であると考えられる。そのような状況では、企業は本取扱い公表後も引き続きLIBOR等による契約を締結せざるを得ないことも想定される。
40. したがって、事前テストに関して、本取扱い公表後であっても金利指標置換前においては、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照する金利指標は、金利指標改革の結果変更されないものと仮定して実施することとしてはどうか。
41. 事後テストにおける有効性評価のうちに本資料第35項で示した論点に関しては、ヘッジ対象又はヘッジ手段の金利指標の置換前であっても、金利指標改革に伴う金利指標の置換えに関する見込みが将来キャッシュ・フローの見積りに影響し、ヘッ

審議事項(2)-2

ジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フローの変動額の累計の比率にも影響することが考えられる。

この場合、将来キャッシュ・フローの変化の要因を、金利指標改革に関連のある要因とその他の要因に分解した上で、有効性の判定を行うことが考えられるが、そのような分解は一般に実務上困難であると考えられる。

ここで、事後テストに関する特段の定めを置かないと、ヘッジ会計に関するその他の特段の定めを置いたとしても金利指標改革のみを原因としているにも関わらずヘッジ会計の中止が生じる可能性があり、会計基準の開発時には想定されていなかった結果となつて有用な財務情報の提供につながらない場合がある。したがって、事後テストにおける有効性評価の結果、ヘッジ有効性が認められなかった場合であっても、ヘッジ会計の継続を認めるという定めを置くことが考えられる。

【文案(本文)】

ヘッジ有効性の評価

7. 金融商品会計基準等では、ヘッジ開始時点で、ヘッジ対象のリスク及びこれらのリスクに対していかなるヘッジ手段を用いるかを明確化し、ヘッジ手段に関してその有効性を事前に予測しておくこと、及び相場変動又はキャッシュ・フロー変動の相殺の有効性を評価する方法等を正式な文書によって明確化することが要求されている(以下合わせて「事前テスト」という。金融商品会計基準第31項(1)及び金融商品実務指針第143項から第145項)。

事前テストに関して、ヘッジ対象又はヘッジ手段のいずれかの金利指標置換前においては、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照する金利指標は金利指標改革の影響を受けず既存の契約が参照する金利指標から変更されないとの仮定を置いて実施する。

8. ヘッジ取引時以降において、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益が高い程度で相殺される状態又はヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される状態が引き続き認められることによって、ヘッジ手段の効果を定期的に確認することにより、ヘッジ有効性の評価を行うことが要求されている(以下「事後テスト」という。金融商品会計基準第31項(2)及び金融商品実務指針第146項)。

事後テストに関して、金利指標置換前においては、事後テストにおける有効性評価の結果、ヘッジ有効性が認められなかった場合であってもヘッジ会計を継続する。

コメントの追加 [A12]: ・事後テストとして80-125%のテストを実施する必要があるか(第148回金融商品専門委員会)。
・リスク管理の観点から、80-125%テストを実施しないことは考えにくいのではないか。また、ヘッジ会計の継続を認めるとしても、有効性テストを実施し、その結果を開示するなどの対応が考えられる(第421回企業会計基準委員会)。
⇒「金利指標置換後」の対応方針の他、開示の定めによってはテストを行う必要性が残る可能性があるため、これらと合わせて検討することとする。

コメントの追加 [A13]: 現行の金融商品実務指針では、80%-125%の閾値は、有効性判断の1つの判断基準として記載されているため、基準本文からは80-125%という数値を削除し、結論の背景に記載することとした。

(金利スワップの特例処理)

現行基準の定め

審議事項(2)-2

42. 資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、以下の要件をすべて満たす場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理することができる（金融商品会計基準注14及び金融商品実務指針第178項等）⁴。

- (1) 金利スワップの想定元本とヘッジ対象資産又は負債の元本金額がほぼ一致
- (2) 金利スワップの契約期間とヘッジ対象資産又は負債の満期がほぼ一致
- (3) ヘッジ対象資産又は負債が変動金利の場合、その基礎となっているインデックスと金利スワップで受払される変動金利の基礎となっているインデックスがほぼ一致
- (4) 金利スワップの金利改定のインターバル及び金利改定日がヘッジ対象資産又は負債とほぼ一致
- (5) 金利スワップの受払条件がスワップ期間を通して一定（同一の固定金利及び変動金利のインデックスがスワップ期間を通して使用されていること）
- (6) 金利スワップに期限前解約オプション、支払金利のフロア又は受取金利のキャップが存在する場合には、ヘッジ対象資産又は負債に含まれた同等の条件を相殺するものであること

発生し得る論点

43. 金利指標改革の結果、ヘッジ対象又はヘッジ手段の金利指標が置き換わった場合、特に上記要件(3)、(4)及び(5)に影響する可能性があり、それぞれ以下の局面で金利スワップの特例処理の適用を引き続き認めるかどうか論点となる。

- ✓ 既存のヘッジ関係について、ヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標の置換前であるが、今後金利スワップの金利指標が置き換わることが想定され、要件(5)を満たさない場合。
- ✓ 既存のヘッジ関係について、ヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標のいずれかが変更され、一時的に要件(3)、(4)及び(5)を満たさない場合

検討の方向性

44. 金利スワップの特例処理は、金融商品会計基準の基本原則であるデリバティブの時

⁴ なお、金融商品実務指針第158項では、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、高い有効性があると認められる場合であるとみなされる場合として、有効性の判定を省略することができることとされており、金利スワップについて特例処理の要件に該当すると判定される場合、その判定をもって有効性の判定に変えることができることとされている。

コメントの追加 [A14]: 要件(2)についても、契約期間の途中で金利スワップ側の契約の切替があった場合、新たな「金利スワップの期間」と「当初のヘッジ対象の満期」が異なることが想定され、これも救済の対象とするべきではないか（第422回企業会計基準委員会）。

→単純に(2)も本取扱いの適用対象とした場合、満期が異なる場合も適用の対象と解釈され得るため、基準本文の記載は変更しないこととしてはどうか、ご指摘の場合も想定されることを結論の背景等に記載する必要があるか検討を行うこととする。

審議事項(2)-2

価評価に例外を設けるものであることから、その適用にあたっては、拡張解釈を避け、金利スワップがヘッジ対象たる資産又は負債とほとんど一体とみなせる場合に限るとされている（金融商品実務指針第 346 項）。よって、この取扱いにあてはめると、金利指標改革の結果、要件を満たさなくなった場合、金利スワップの特例処理の継続は認められなくなると考えられる。

45. しかしながら、本資料第 43 項で示した論点に関しては、企業の意思とは関係のない不可避的な金利指標改革による金利指標の変更又は契約の切替のみを原因として特例処理の要件を満たさないこととした場合、多くの企業において新たに金利スワップの時価評価を行うための体制を構築する等の必要性が生じ、コスト負担を生じさせることとなる。

したがって、金利指標改革に関連してヘッジ対象又はヘッジ手段の金利指標を変更した場合であっても、ヘッジ対象及びヘッジ手段の双方の金利指標が置き換わるまでの間は、金利指標改革の影響を考慮に入れずに現状の金利指標から変更されないとの仮定において、金利スワップの特例処理の要件を満たしているかどうかの判断を行うとする定めを置くことが考えられる。

【文案（本文）】

金利スワップの特例処理

9. 金融商品会計基準等では、資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該資産又は負債とほぼ同一である場合には、当該金利スワップの時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理する特例処理が認められている（金融商品会計基準注 14）。

また、金利スワップについて特例処理が認められるためには、次の条件を全て満たす必要があるとされている（金融商品実務指針第 178 項）。

- (1) 金利スワップの想定元本と貸借対照表上の対象資産又は負債の元本金額がほぼ一致していること。
- (2) 金利スワップの契約期間とヘッジ対象資産又は負債の満期がほぼ一致していること。
- (3) 対象となる資産又は負債の金利が変動金利である場合には、その基礎となっている金利指標が金利スワップで受払される変動金利の基礎となっている金利指標とほぼ一致していること。
- (4) 金利スワップの金利改定のインターバル及び金利改定日がヘッジ対象の資産又は負債とほぼ一致していること。
- (5) 金利スワップの受払条件がスワップ期間を通して一定であること（同一の固定金利及び変動金利の金利指標がスワップ期間を通して使用されていること。）。

審議事項(2)-2

(6) 金利スワップに期限前解約オプション、支払金利のフロアー又は受取金利のキャップが存在する場合には、ヘッジ対象の資産又は負債に含まれた同等の条件を相殺するためのものであること。

(3)から(5)で示した条件を満たしているかどうかの判断において、金利指標置換前においては、既存のヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標について、金利指標改革の影響を受けず変更されないと見做して判断する。

(包括ヘッジに関する論点)

現行基準の定め

46. ヘッジ対象の識別において、リスクの共通する資産又は負債等をグルーピングした上で、ヘッジ対象を識別する方法(包括ヘッジ)が認められている(金融商品会計基準注11)。

包括ヘッジを適用するためには、グループ内の個々の資産又は負債のリスク要因が共通しており、かつ、リスクに対する反応が同一グループ内の個々の資産又は負債との間でほぼ同様であることとされている。そして、「ほぼ同様」とは、個々の資産又は負債の時価の変動割合又はキャッシュ・フローの変動割合が、ポートフォリオ全体の変動割合に対して、上下10%を目安にその範囲内である場合とされている(金融商品実務指針第152項)。

発生し得る論点

47. 金利指標改革の結果、ヘッジ対象に指定されているグループ内に存在している個々の資産又は負債の金利指標が置き換わる場合、その変更のタイミングが異なることにより、それぞれ以下の局面で上述の要件を満たさなくなることが考えられ、引き続き包括ヘッジを認めるかどうか論点となる。

(1) グループ内のすべての資産又は負債の金利指標の置換前において、将来のいずれかの時点でグループ内の個々の資産又は負債の金利指標が置き換わる可能性が現在の時価に織り込まれる結果、本資料第46項の要件を満たさなくなる場合

(2) グループ内の一部の資産又は負債の金利指標のみが置き換わったことで、本資料第46項の要件を満たさなくなる場合

検討の方向性

48. 金利指標改革がなければ包括ヘッジの適用を継続できたであろうヘッジ関係について、企業にとって不可避免的に発生した事象である金利指標改革による影響のみを原因として包括ヘッジが適用できなくなる場合には、リスクの共通する資産又は負債をグルーピングしてヘッジしているという経済実態が反映されず、有用な財務情

コメントの追加 [A15]: ・ヘッジの事後テストの結果が80-

125%の範囲から外れてしまった場合、会計上は本取扱いにより救済されるとしても、経済的なヘッジの観点から、デリバティブを追加することなどが想定されるが、そうした場合、追加的な論点が発生することも想定されるのではないか(第148回金融商品専門委員会)。

⇒本取扱いは、金利指標の置換の前後でキャッシュ・フローが契約の経済効果に影響を与えないことを意図した変更等を対象としており、ご指摘のようなデリバティブを追加することが必要となるような大幅なキャッシュ・フロー又は時価が変動する状況は想定しておらず、明示的な特段の取扱いを定めないこととしてはどうか。

コメントの追加 [A16]: ・文案の定義にある「契約の切替」は

中途解約及び新規取引を前提としているが、方法としては反対取引による中途解約(既存の契約を解約するのではなく、反対の条件の契約を新たに行うことで解約と同様の経済効果を得ること)及び新規取引の約定も考えられる。この「解約+新規」と、上記のデリバティブの追加によるヘッジ関係の維持は経済的には同一であるが、この場合の取扱いを明示して欲しい(第149回金融商品専門委員会)。

⇒反対取引による中途解約+新規の約定のケースについても、本資料第18項及び第19項に示した適用範囲に関する原則的な考え方に照らして該当するのであれば対象になると考えられる。

審議事項(2)-2

報の提供を妨げる可能性がある。

49. したがって、金利指標改革に関連して、本資料第 47 項(1)及び(2)の両方のケースにおいて、金融商品実務指針第 152 項の定めにかかわらず、個々の資産又は負債のリスクに対する反応とグループ全体のリスクに対する反応が、ほぼ同様であると認められなかった場合であっても、包括ヘッジを継続する旨の定めを置くことが考えられる。

コメントの追加 [A17]: 当該定めを置いたうえで、ポートフォリオ全体の時価等の変動割合に対する、個々の資産又は負債の変動割合がその範囲内であるかどうかのテストを実施する必要があるのか、80-125%の事後テストの要否と同様の論点があるため、対応についても同様に、「金利指標置換後」の対応方針の他、開示の検討と合わせて検討することとする。

【文案（本文）】

包括ヘッジ

10. 金融商品会計基準等では、リスク要因（金利リスク、為替リスク等）が共通しており、かつ、リスクに対する反応が同一グループ内の個々の資産又は負債との間でほぼ同様である場合には、企業内部の部門ごと又はその企業において、リスク（例えば、金利変動リスク）の共通する資産又は負債等をグルーピングした上で、ヘッジ対象を識別する方法（包括ヘッジ）が認められている（金融商品会計基準注 11 及び金融商品実務指針第 151 項）。

すべてのヘッジ対象で後継の金利指標を基礎とした計算が開始される前の時点においては、個々の資産又は負債のリスクに対する反応とグループ全体のリスクに対する反応が、ほぼ同様であると認められなかった場合であっても、包括ヘッジを継続する。

金利指標置換時の論点

（ヘッジ会計の「原則的処理方法」（繰延ヘッジ）の取扱い）

現行基準の定め

50. 金融商品会計基準等においては、ヘッジ取引時に正式な文書の中でヘッジ取引日、識別したヘッジ対象とリスクの種類、選択したヘッジ手段等について明確にすることが求められている（金融商品会計基準第 31 項(1)、金融商品実務指針第 143 項及び第 150 項等）。金利指標置換時には、これらの文書の内容に変更が生じることになるが、このような変更があった場合の取扱いは必ずしも現行の会計基準上、明確に定められていないと考えられる。

発生し得る論点

51. 前項に記載のとおり、ヘッジ会計開始時に正式な文書の中で記載した事項について変更があった場合のヘッジ会計の取扱いについては明確な定めがなく、これらに変更になった場合、ヘッジ会計を中止すべきではないかとの議論が生じる可能性もあると考えられる。

審議事項(2)-2

検討の方向性

52. 金利指標置換前においては、単に一時的な金利指標の置換のタイミングの違いのみによってヘッジ会計を中止することは、有用な財務情報の提供につながらないため、本資料第 41 項の特段の定めを置く提案を行っている。

金利指標を置き換えた場合、金利指標置換時にヘッジ取引日（開始日）、識別したヘッジ対象とリスクの種類、選択したヘッジ手段等を変更することになると考えられるが、このようなヘッジ文書の変更のみでヘッジ会計の中止とした場合、金利指標置換前について特例的な取扱いを定めた意義が損なわれてしまう。

したがって、金利指標置換時において、それまで本実務対応報告の適用によりヘッジ会計の適用を継続してきたヘッジ関係については、金融商品会計基準第 31 項(1)、金融商品実務指針第 143 項及び第 150 項等に基づいて当初のヘッジ会計開始時に正式な文書の中に記載したヘッジ取引日（開始日）、識別したヘッジ対象とリスクの種類、選択したヘッジ手段等を変更したとしても、ヘッジ会計を中止しないこととしてはどうか。

【文案（本文）】

金利指標置換時の会計処理

ヘッジ会計の「原則的処理方法」（繰延ヘッジ）の取扱い

11. 金利指標置換時において、それまで本実務対応報告の適用によりヘッジ会計の適用を継続してきたヘッジ関係については、金融商品会計基準第 31 項(1)、金融商品実務指針第 143 項及び第 150 項等に基づいて当初のヘッジ会計開始時に正式な文書の中で記載したヘッジ取引日（開始日）、識別したヘッジ対象及び選択したヘッジ手段等を変更したとしても、ヘッジ会計を中止しない。

（金利スワップの特例処理）

現行基準の定め

53. 金利指標置換時において、ヘッジ対象及びヘッジ手段が参照する後継の金利指標が結果的に異なる金利指標になった場合、その後の期間は金利スワップの特例処理の要件を満たさなくなる可能性がある。金融商品会計基準等において、金利スワップの特例処理の要件を満たさなくなったときの会計処理については明確な定めは置かれていない。金融商品実務指針第 346 項において、特例処理の適用要件を満たさない金利スワップであっても、ヘッジ会計の要件を満たすことはあり得るとされ、その場合には、原則的なヘッジ会計の方法によって会計処理することとなるとされている。

発生し得る論点

コメントの追加 [A18]: ・金利スワップの特例処理については、事業会社を中心に幅広く利用されており、「置換後」についても何らかの手当てが必要だと考えられる（第 421 回企業会計基準委員会、第 149 回金融商品専門委員会）。

・ただし、その場合であっても、何らかの簡便的な方法で一定程度の有効性を担保することが考えられる（第 421 回企業会計基準委員会）。

⇒置換時と置換後の金利スワップの特例処理の取扱いについて提案を行っている。

審議事項(2)-2

54. 本資料第 44 項に示したとおり、金融商品実務指針において、金利スワップの特例処理の適用にあたっては、拡張解釈を避け、金利スワップがヘッジ対象たる資産又は負債とほとんど一体とみなせる場合に限ることとされている。
55. よって、金利指標置換時に、ヘッジ対象及びヘッジ手段が参照する後継の金利指標がそれぞれ異なる金利指標になり、「ほぼ一致」の条件を満たさなくなった場合に、引き続き金利スワップの特例処理を適用することができるとする特段の定めを置く必要があるかどうか論点となる。

検討の方向性

56. 金利指標置換前においては、最終的に両者の金利指標が同一になり、ヘッジ会計を継続することができる可能性があるにも関わらず、単に一時的な金利指標の置換のタイミングの違いのみによって金利スワップの特例処理を認めず、多くの企業に新たに金利スワップの時価評価を行うための体制を構築することを求めると、企業にコスト負担を生じさせることとなるとして、金利スワップの特例処理の継続を認める提案を行っている（本資料第 45 項参照）。
57. 一方、金利指標置換時には、ヘッジ対象及びヘッジ手段の双方が参照する金利指標が確定し、その時点で金利スワップの特例処理の要件を満たさない場合には、それは一時的なものではなく、その後、その状態が契約の満了まで続くこととなる。
58. 金利スワップの特例処理の適用は、本資料第 44 項に記載のとおり、金利スワップがヘッジ対象たる資産又は負債とほとんど一体とみなせる場合にも、有用な財務情報を提供すると考えられることから、このように金利スワップの特例処理の要件を満たさない状態が長期間にわたり続くことは、有用な財務情報を提供する観点から望ましいとはいえないものと考えられる。よって、特段の定めを置くことなく、後継の金利指標に基づいて通常の金融商品会計基準等の定めに基づき、金利スワップの特例処理の要件を満たすかどうかの判断を行うこととすることが考えられる。
- （なお、前項の判断の結果、金利スワップの特例処理の適用要件を満たさない場合であっても、本資料第 53 項に示した金融商品実務指針第 346 項の考え方に沿って、通常のヘッジ会計の適用要件を満たせば、当該時点から新たに原則的なヘッジ会計の方法によりヘッジ会計を適用できることとなる。）
59. 前項に記載のとおり、金利スワップの特例処理の要件が満たされず、金利スワップがヘッジ対象たる資産又は負債とほとんど一体とみなせないにも関わらず、長期間にわたりその適用を継続することは、有用な財務情報の提供がなされない懸念がある。一方、金利スワップの特例処理は、事業会社を中心に幅広く利用されており、これが認められなくなった場合の影響の大きさから、金利指標置換時以降も引き続きその適用を認めることを求める意見が聞かれている。このように、有用な財務情報の提供の観点を踏まえても、実務上の対応の困難さを考慮し特段の対応が必要か

審議事項(2)-2

どうかについて、ご意見をお伺いしたい。

【文案（本文）】

金利スワップの特例処理

12. 金利スワップの特例処理において、ヘッジ対象又はヘッジ手段が金利指標改革により公表が停止される金利指標を参照している場合に、金利指標置換時においては、後継の金利指標に基づいて、金融商品会計基準等の通常の定めに従い、金利スワップの特例処理の要件を満たすかどうかの判断を行う。
13. 金利スワップの特例処理の適用要件を満たさない場合であっても、通常のヘッジ会計の適用要件を満たせば、当該時点から新たに原則的なヘッジ会計の方法によりヘッジ会計を適用することができる。

（包括ヘッジの取扱い）

60. グループ内のすべての資産又は負債の金利指標が置き換わった時点において特例的な取扱いを定めることの可否については、後述する置換後の取扱いと併せて次回以降に事務局の提案を行うこととする。

金利指標置換後の論点

（ヘッジの有効性評価に関する論点）

現行基準の定め

61. ヘッジ会計を適用するためには、事前テスト及び事後テストが要求されている（本資料第33項参照）。

発生し得る論点

62. 事後テストにおいて、既存のヘッジ関係について、金利指標置換後に、過去の金利指標と金利水準が異なる（例えば、LIBORが「リスク・フリー・レート+スプレッド調整」と異なる）結果、事後テストの結果に影響を及ぼす場合、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計の変動額の比率が80%から125%の範囲外となった場合に、ヘッジ会計の中止とするか継続を認めるかが論点となる。
63. また、後継の金利指標の下で引き続きヘッジ会計の適用を継続する場合、ヘッジ会計の適用開始時点をどの時点とするか（当初のヘッジ会計を開始した時点又は後継

審議事項(2)-2

の金利指標の下でヘッジ会計を開始した時点)を明確にする必要がある。

検討の方向性

64. 金利指標置換前においては、金利指標改革に起因して参照する金利指標の変更が生じたとしても、その契約から発生するキャッシュ・フローが契約の経済効果に影響を与えないことを意図している場合には、金利指標の置換により、取引の実態を適切に表さない財務情報が提供されないように、ヘッジ会計の継続を認めることを提案している。
65. 一方、金利指標置換後において、特例的な取扱いを定める場合、ヘッジ会計の要件を満たしていないにもかかわらず、ヘッジ会計を適用する状態が長期間にわたり続くこととなり、有用な財務情報を提供する観点から望ましいとはいえないものと考えられる。よって、特段の定めを置くことなく、金利指標置換後の新たなキャッシュ・フローに基づいてヘッジ会計を適用することが考えられる。

(この場合、有効性判定を行う際に相場変動又はキャッシュ・フローの変動の累計を比較する起点は、後継の金利指標の下でヘッジ会計を開始した金利指標変更時とすることが考えられる。なお、この場合、実務対応報告の結論の背景には説明を加えるものの、文案(本文)において定めは必要ないこととなると考えられる。)

66. 前項に記載のとおり、金利指標置換後は、特例的な取扱いを定めることは有用な財務情報の提供がなされない懸念がある。一方、金利指標置換後であっても金利指標改革に起因して生じた結果であることに違いはないため、例えば契約期間の満了まで特例的な取扱いを定めることを求める意見も聞かれている。有用な財務情報を提供するという観点を踏まえても、金利指標改革に起因した事象であるという点を考慮し、特段の対応を定めることが必要かどうかについてご意見をお伺いしたい。

(金利スワップの特例処理)

発生し得る論点

67. 金利スワップの特例処理の取扱いについては、本資料第56項から第59項に示したとおり、金利指標置換時において、通常の金融商品会計基準等に従ってその適用要件を満たすかどうかを判断することを提案しており、金利指標置換後に追加の論点は発生しない。

(包括ヘッジに関する論点)

現行基準の定め

68. 包括ヘッジを適用している場合、それまで包括ヘッジの適用対象とされてきたヘッジ対象の同一グループ内の個々の資産又は負債のすべての金利指標が後継の金利

コメントの追加 [A19]: ・関連性のある変更が不可避的な事象に基づいて生じたのであれば、ヘッジ会計の適用について手当の期限を設けることと整合しないと考える。救済措置が適用された取引については、取引が終了するまでその適用は継続されるべきと考えている(第421回企業会計基準委員会)。
・金利スワップの特例処理以外のヘッジ会計の「置換後」については、特段の取扱いをすることなく、現行の会計基準に従ってヘッジ会計の適用の可否を判断せざるを得ないと考える(第421回企業会計基準委員会)。
⇒ヘッジの有効性の評価に関して、金利指標置換時と置換後の対応について提案を行っている。

審議事項(2)-2

指標に置き換わった後は、同一のグループ内においても個々の資産又は負債ごとに異なる後継の金利指標に置き換わっている可能性があるが、この場合の包括ヘッジの取扱いについては現行の会計基準では特段の定めはない。

発生し得る論点

69. 包括ヘッジを適用している場合、同一グループ内の個々の資産又は負債が参照する後継の金利指標が異なる金利指標となった場合に、その後引き続き包括ヘッジを継続するにあたって、包括ヘッジの適用要件をどのように判断するかが論点となるが、次回以降に事務局の提案を行うこととする。

企業に適用の選択を認めるか否か

発生し得る論点

70. IASB のフェーズ 1 における例外措置は、企業は金利指標改革から生じる不確実性の影響を直接受けるすべてのヘッジ関係に適用しなければならないとしている一方、FASB の公開草案は、契約条件の変更に関する便法については米国会計基準のトピックごと（例えば、債権（トピック 310）について便法を適用する場合には、すべての債権について適用しなければならないが、リース（トピック 842）について便法を適用するかどうかについての判断は、リース全体について便法を適用するかどうかを別途行うことができるというもの。）に、また、ヘッジ会計に関する便法はヘッジ関係ごとに企業に適用の選択を認めている。

したがって、前項までに示した特段の定めについて、企業に適用の選択を認めるか否か、選択を認める場合にどの単位で選択を認めるのかを検討する必要がある。

検討の方向性

71. 本取扱いは、本資料第 9 項から第 11 項に記載のとおり、企業からみると不可避免的に生じる金利指標改革に関連する変更等により、そのような事態を想定して開発されていない会計基準に当てはめた結果、有用な財務情報の提供が損なわれることを回避するために開発するものである。
72. 前項の目的を達成するためには、すべての企業が、適用範囲に該当するすべての契約及びすべてのヘッジ関係について、本取扱いを適用することが望ましいものと考えられる。
73. 一方、金利指標改革を機に、リスク管理も後継の金利指標を元に行われることから、会計上、金利指標置換前に実施していたヘッジ会計の適用を終了することを望む企業もあるのではないかと意見も聞かれた。
74. この点については、金利置換後の会計処理とも関連するため、次回以後事務局の提

審議事項(2)-2

案を行うこととする。

本取扱いの適用時期、経過措置及び終了時期

75. IASB のフェーズ 1 及び FASB の公開草案では、適用時期及び経過措置について次のように定められている。

	IASB フェーズ 1	FASB 公開草案
適用時期	2020 年 1 月 1 日以後開始する事業年度（早期適用可）	基準最終化後直ちに適用される。
経過措置	企業がこれらの要求事項を最初に適用する報告期間の期首時点で存在していたか又はその後指定されたヘッジ関係に遡及適用される。	将来に向かって適用される。
終了時期	明確な終了時期は規定されておらず、金利指標改革に起因するキャッシュ・フローに関する不確実性が存在しなくなったときとされている。	2022 年 12 月 31 日までに発生した契約条件の変更やヘッジ関係に適用するとしている。但し、ヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標がいずれも後継の金利指標に変更した場合には、その時点で適用は終了する。 ただし、「結論の根拠」において、金利指標改革については不確実な要素があるため、適用の終了時期を変更することも検討すると記載されている。

検討の方向性

76. 前項のとおり、IASB のフェーズ 1 と FASB の公開草案では相違点も認められるが、日本基準上の取扱いは次の通りとすることが考えられる。

(1) 適用時期

本取扱いの最終化は、2020 年 4 月以降の公表を予定しているが、上記で示した金利指標改革に伴い発生し得る論点への対応は、可能な限り速やかに行われることが、財務情報の有用性の観点からも望ましい。したがって適用時期は公表日以後、適用することが考えられる。

ただし、本取扱いの適用開始前に、既存のヘッジ関係にあるヘッジ対象又はヘッジ手段に関する契約について、金利指標改革に関連して契約の変更が行われ、これに伴いヘッジ会計の中止又は終了の処理を行っている場合には、本会

審議事項(2)-2

計基準適用後、遡及適用を可能とすることが考えられる。

(2) 終了時期

本取扱いは、金利指標改革に関連する契約の変更に適用することを想定しており、その適用は時限的なものとなるため、その適用の終了時期の定め方が論点となる。

前項で示した IASB のフェーズ 1 では、適用の終了時期を、「金利指標改革に起因する不確実性が存在しなくなったときまで」として、原則的な考え方のみを示しているが、「結論の根拠」において「不確実性が存在しなくなる場合」とは、契約上、金利指標が置き換わった時点を目指す場合のみではなく、それ以前であっても代替的な金利指標及び既存の金利指標とのスプレッド調整を契約条項に定められた場合には不確実性が解消されるとしている。また、代替の金利指標が決定されてもスプレッド調整の方法が決定されていない場合や、当該契約の変更の発効日が定められていない場合には不確実性は解消されていないとされている。このように、「不確実性が存在しなくなった場合」には、多くのパターンが存在するため、適用の終了時期を各企業の判断に委ねた場合には、その判断結果が区々となり、有用な財務情報の提供につながらない可能性がある。

したがって、FASB の公開草案と同様に、適用の終了時期を一定の期日として定めたほうが、財務諸表利用者にとっての有用性が高まると考えられる。

以上を踏まえ、適用の終了時期は、金利指標改革のスケジュールを勘案して定めた一定の期日と、ヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標がいずれも変更となった日のいずれか早い日と定めることが考えられる。

ただし、上記の提案は金利指標置換後については特例的な取扱いの定めを置かないことを前提としており、金利指標置換後の取扱いによって終了日の定め方も変わる事となる。

コメントの追加 [A20]: デリバティブの参照金利は、ターム物金利である LIBOR から 0/N 翌日物のリスク・フリー・レート (RFR) に一度変更された後、さらに新たなターム物に変更される可能性があり、一時的に不一致の期間があるとしても、この場合における特例的な取扱いを検討する必要があると考える。したがって、救済する期間は対象の金融商品が存続する期間だと考えている (第 422 回企業会計基準委員会)。
⇒上記のような変更は、金利指標改革により金利指標の公表停止に基づく不可避的な変更ではなく、企業の自主的な判断に基づくものであることから、本実務対応報告の趣旨を外れるため、適用対象外とすることが考えられる。

開示

検討の方向性

77. 開示に関しては、IASB のフェーズ 1 では次の開示が要求されている。

- (1) 企業のヘッジ関係が晒されている重要な金利指標
- (2) 企業が管理しているリスク・エクスポージャーのうち、金利指標改革の影響を直接に受けるものの範囲

審議事項(2)-2

- (3) 企業が代替的な指標金利への変更のプロセスをどのように管理しているのか
 - (4) 企業が今回の取扱いを適用するにあたって行った重要な仮定又は判断の記述
(例えば、どのような場合に、金利指標改革から生じる不確実性が、金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期及び金額に関してもはや存在していないのかに関する仮定又は判断)
 - (5) 当該ヘッジ関係におけるヘッジ手段の名目金額
78. IASB のフェーズ 2 の開示は今後議論が予定されている。
79. また、FASB では公開草案に寄せられたコメントをもとに、便法の適用に関してその性質と理由に関する開示を要求しているが、追加的な金利指標改革に関連するエクスポージャー等の開示については棄却する暫定決定が行われている。
80. 具体的に開示については次回以降の審議で提案を行う。

ディスカッション・ポイント

本資料第 15 項から第 80 項に示した各論点に対する検討の方向性及び今回開発する実務対応報告の文案について、質問又はご意見をお伺いしたい。

以 上